

令和 7 年度事業計画書

本部事業計画

1 基本方針

令和7年度は、第三次経営改革計画（令和6年度～令和8年度）の2年目として、計画の進捗状況管理を行い、計画の着実な実行性を確保する。

各事業における四半期ごとの進捗管理を進めるとともに、進捗状況が停滞している事業については、事務局が旗振り役となり、推進していく。

また、北新宿特別養護老人ホームの機械浴槽設備の更新など改修が予定されていることから、工事が安全確実に施工できるよう総合調整を図っていく。

2 運営方針

(1) 情報の公開・発信

法人運営の透明性を確保するため、ホームページを活用し、定款、役員報酬基準、事業概要、財務諸表等を公表する。

また、利用者獲得や職員応募に結び付けるため、事業団が実施する事業内容、スタッフブログ、採用情報ページ等について工夫をこらし、効果的な情報発信に努める。

(2) 法令遵守、内部統制の強化

関係法令や都、区からの指導等を踏まえ、事業団の組織及び規程等の適正化を図り、法令遵守（コンプライアンス）の法人運営を徹底する。

法的な対応、財務会計、労務管理等専門的な知識を要する業務について、必要な指導、助言を受け、業務の効率化及びコンプライアンスの強化、並びに職員が安心して働ける環境整備を目的として、弁護士、税理士、社会保険労務士との顧問契約を継続する。

さらに、定例的に開催する施設長会等で、仕事をする上での基本的な留意事項等を繰り返し注意喚起することで、より一層法令遵守や内部統制の重要性の認識を職員一人ひとりに浸透させていく。

また、各業務のマニュアル化を進め、事務局職員それぞれの業務分担を見直すことにより業務の属人化を防ぐとともに、内部管理体制の強化を進める。

(3) 指定管理業務等の適切な執行

事業団が新宿区から指定を受ける指定管理業務について、基本協定、年度協定等を踏まえ、新宿区所管課と連絡・調整の上、指定管理業務の適切な執行に努める。

また、新宿区から委託を受けて実施する地域支え合い支援事業等についても、契約仕様書等を踏まえ、適切な事業執行に努める。

(4) 人材の確保・定着、育成等

求人受付 NAVI、キャリアス UC などの媒体を利用した新卒採用に取組み、将来の事業団

を担う、意欲ある人材の確保に努める。

人材育成については、研修基本計画に基づき令和7年度研修実施計画を作成し、本部研修の充実を図る。メンタルヘルスセミナー等の一般研修のほか、管理職・指導職の体制強化のための研修を引き続き実施するとともに、新任職員のフォローアップ研修や中堅職員向けの研修を実施するなど、職層ごとの研修に力を入れる。

さらに、子育て・介護等と仕事が両立できる職場環境の整備につながる取組みを推進する。

(5) 経営基盤の強化及び業務改善への取組み

将来にわたる安定した経営基盤を確立する観点から収支目標等を管理する。そのために法人全体で人事・労務管理、また財務会計を一元的に管理できる各種システムの導入の検討を進める。

上記の検討と並行し、事業の効率化を目的とした介護保険ソフト等の見直しを図る。介護記録システムやタブレット等のICT機器の活用を進め、記録類の簡略化と効率化により職員の業務負担を軽減し、職員定着率向上を目指すとともに、労働生産性向上に資する各種補助金の活用を検討する。

(6) 福祉サービス第三者評価事業の実施

令和7年度の「福祉サービスの第三者評価事業」については、かしわヴィレッジを対象に実施する。

(7) 苦情解決の取組み

福祉サービスにかかる利用者からの苦情を適切に解決するため、苦情解決制度の適正な運営を図るとともに、令和6年度に受けた主な苦情・意見等について第三者委員への報告会を実施し、第三者委員より対応についてのご意見、ご指導をいただく。

また、日常業務における苦情については、必要に応じて顧問弁護士と連携し、早期の解決に向けて取り組む。

(8) ハラスメント対策

ハラスメント防止規程に基づき、研修を実施する等、カスハラ、パワハラ、セクハラ等すべてのハラスメントの防止に取り組む。

(9) 地域における公益的な取組み

食品ロス削減及び子育て世帯支援のための取組みであるフードパントリー等、新宿区内社会福祉法人連絡会が主催する各種事業に協力する。

また、事業団の人的資源、設備等の資源を活用し、事業団独自の地域における公益的な取組みについて検討し、実施する。

3 本部業務

事業団経営に関する事務はもとより、施設の経営・経理・人事・給与などの事務を行うとともに、各施設間の連絡調整を行い、円滑かつ効率的な事業団運営を推進する。

主な業務は、次のとおりである。

- (1) 理事会・評議員会の開催及び運営に関すること
- (2) 経営会議・施設長会の開催及び運営に関すること
- (3) 予算・決算・経理に関すること
- (4) 職員の人事・給与に関すること
- (5) 職員の研修・福利厚生に関すること
- (6) 介護保険制度に関わる手続きに関すること
- (7) 利用者負担金の振替事務に関すること
- (8) 災害対策の総括及び調整等に関すること
- (9) 経営改革に関すること
- (10) その他庶務事務等に関すること

北新宿特別養護老人ホーム事業計画

1 基本方針

特別養護老人ホームにおいては「利用者の能力に応じた日常生活の介護」、「利用者の意思と人格を尊重したサービス提供」、「地域や家庭との結びつき」を重視し、短期入所では、利用者の心身の機能の維持並びに利用者家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを重視したサービスの提供を行う。

また、第三次経営改革計画において目標とする項目（申込者増加策、稼働率向上、短期入所サービスの充実など）については、前年度の取組状況を踏まえ、今年度の課題として解決に向け取り組む。

2 今年度の課題

(1) 申込者増加策

老朽化した施設のイメージアップを図るため、内装改修を実施する。また、新たに対応可能とした医療処置（酸素療法）に関する介護員の知識の向上を図る。

(2) 稼働率の向上

ア 特別養護老人ホーム

待機施設との調整、調査、判定など入所までに要す時間を考慮し、満床後も入所判定済待機者を3名以上確保し、退所者発生後の速やかな入所調整を行う。

イ 短期入所

居宅介護支援事業所やデイサービスセンターなどへの周知活動や、特養の空床利用などを積極的に行う。

ウ 目標稼働率・収入額

（特養） 97.0%

（短期） 97.0%

（特養・短期平均） 97.0%

（特養・短期介護保険事業収入 437,328千円）

(3) 地域との連携によるサービスの充実

近隣の有志、教会等によるコンサートや傾聴ボランティア活動などにより、レクリエーションやサービス内容を充実する。また、防災訓練等の町会活動に参加するなど地域社会の課題に取り組みながら施設の認知度を高める。

(4) 新たな人材の確保

外国人介護員、夜勤専従職員（派遣）の採用を推進すると共に職員による紹介制度等の新たな人材の確保策を検討する。

(5) ICT活用による業務支援

職員の定着化に資するようなICT活用による効果的な業務支援について前年度の研修やオンライン展示会を参考に引き続き調査・検討を行う。

(6) 収支の改善

稼働率の向上、着実な加算の算定等による収入の確保及び事務改善、契約の見直し、競争入札等による経費の削減により収支を改善する。

(7) 感染症の予防

ア 感染症対策委員会を開催し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修、訓練、対策を実施する。

イ 地域における感染の蔓延状況に応じた、感染予防対策の強化（入所、面会制限を含む）を行うとともに事業継続計画の訓練、必要な見直しを行う。

(8) 設備の更新等への対応

令和7年度は、以下のとおり設備更新等を実施するため、入居者の安全を第一に考え、日常生活への影響を最小限に抑えるよう努める。

- ・ 座位型機械浴槽（2階、3階）の更新
- ・ 屋内廊下壁面の改修

3 事業規模

特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)

入所定員：86名

4 事業内容

(1) 生活援助

食事、入浴、排せつ、口腔ケア、シーティングへの支援を通じて、「その人らしい生活」を実現できるよう生活の援助を行う。

(2) 行事・クラブ活動等

- ① お花見、七夕、夏祭り、敬老会、クリスマス、お正月、節分等の季節行事、誕生会、生花クラブ等の行事のほか、「散歩」などの外出行事等を地域の感染状況を踏まえた上で、ボランティアなど外部団体の協力を得て実施する。
- ② 利用者の生活のうるおいやメリハリにつながる「ミニレク」を随時行う。

(3) 医療・看護業務

① 日常の健康管理と維持、心身の安定

ア 嘱託医師や協力医療機関との連携のもと、利用者一人ひとりの状態の変化を把握・記録し、職種間で共有する。

イ 食事、排泄、睡眠等の状況を把握し、個別支援を行う。

ウ 健康生活相談を実施し、生活意欲を高め心身の安定が図れるよう支援する。

② 疾病の早期発見・治療等

嘱託医師、多職種の協力の下、疾病の早期発見、慢性疾患の悪化予防を行うとともに協力病院と連携し、利用者の通院・入院に対応する。

③ 服薬管理

看護師が管理し、他職種にその情報を的確に伝える。

④ 短期利用者の健康管理

初回の利用者については、事前に健康状態等の確認を行うとともに、利用者の家族、医療、福祉の各機関との連携を図りながら、適切な健康管理を行う。

⑤ 協力医療機関

聖母病院 大久保病院

国の基準改正に伴い医療機関との契約内容の見直し等を行う。

(4) 機能訓練の業務

利用者の心身状況に応じて、日常生活を営むために必要な動作や機能を改善し、又はその減退を予防し、快適な生活が送れるよう機能訓練を実施する。

① 機能訓練指導員が中心となり、利用者情報を多職種で共有し、個々の身体状況の評価とこれに基づいた個別プログラムにより、個別の機能訓練を実施する。

② 廃用性障害の予防、残存機能の維持、向上を図る。

③ 利用者それぞれに適した自立訓練により QOL 及び ADL の維持・向上を図る。

④ 「口腔体操」を実施し、摂食・嚥下機能の低下を予防し、脳の活動性を高める。

(5) 栄養・調理の業務

① 一般食（常食）・一口大・刻み・ソフトの4段階に食形態を分類し、入所者の摂食・嚥下機能に適した食事を提供する。

管理栄養士、歯科医師、歯科衛生士、看護師、介護員等多職種の連携により、個別の摂食・嚥下機能の観察、評価を行い、経口摂取の維持、向上に努める。

② 食中毒予防のため、食材、調理に細心の注意を払い安全かつ衛生的な食事を提供する。

③ 誕生日御膳、お正月、節分、ひなまつり、クリスマス等の季節の行事食や夏祭り、敬老会等のイベント食を実施し、利用者の食事への満足感を促す。

④ 栄養ケア・マネジメントによる個別栄養管理

ア 多職種協働により個別の栄養ケア計画を作成し、利用者ごとに栄養管理を行う。

イ 低栄養、褥そう等の予防や改善に努めるほか、認知症の進行や終末期を迎えて食事摂取が困難な利用者の食べることを支援する。

ウ 医師の食事箋に基づき、糖尿病、心臓疾患等の療養食を提供する。

エ 経管栄養の入所者には、医師の指示及び体重測定等により適切な経腸栄養剤及び適正な栄養量を提供する。

5 年間運営計画

(1) 委員会活動等（短期入所含む。）

施設の業務を円滑かつ適切に執行するため、各種委員会を開催すると共に、必要な研修、訓練を実施し、職員の意識改革、介護サービスの質の向上、情報の共有を図る。

会議・委員会	開催日	活動内容
部署連絡会	毎月第3水	施設全体で取り組むべき各部署共通の課題の対策検討
ケアカンファレンス（サービス担当者会議）	毎月第2水 第3水 随時	施設ケアマネ、介護、看護、栄養、機能訓練、相談等が協議し、利用者一人ひとりを中心に置き、まとめあげた総合的な「施設サービス計画」を定期的に評価し、見直す。
リスクマネジメント委員会	毎月第2土	事故防止、再発防止策の検討、事故報告書・ヒヤリハット報告書の管理等
食事・口腔ケア委員会	毎月第4金	栄養ケア・マネジメント及び口腔ケアに関わる事項の検討、個別食事形態の検討、経口摂取維持のための検討等
ショートステイ委員会	毎月第3木	サービス向上、環境整備、個別モニタリング、衣類整理、各部署との調整等
身体拘束適正化委員会	四半期毎 第2土曜、 随時	緊急止むを得ず身体拘束を行う場合の検討を行い、身体拘束等の適正化を図る。身体拘束経過記録等書類の整備、職員研修の実施等
高齢者虐待防止委員会	四半期毎 第2土曜、 随時	虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する。 職員研修の内容を検討し、実施する。（新規採用時、外2回）
喀痰吸引等安全委員会	毎月第2土	介護職員の喀痰吸引業務の実施状況を把握し、事故防止や衛生管理を徹底するための方策を検討
サービス向上検討委員会	毎月最終土	排泄、入浴、施設の環境整備、接遇など入所者に対するサービス向上につながる取組を検討
看取り介護委員会	毎月第3水	看取り介護の振りかえり、対応方針の決定、職員研修の実施等
褥瘡予防委員会	毎月第2水	入所者の皮膚状態の把握（リスク管理）。予防対応の検討。褥瘡になられた方の経過報告、評価を行う。
感染症対策委員会	四半期毎 第2水曜、 随時	新型コロナウイルスやインフルエンザ、ノロウイルスなどの感染症対策の指針に基づき、協議・実行する。 職員研修、訓練の実施（2回）。
入所判定委員会	随時	入所希望者について入所の可否を判定するとともに、介護、看護、栄養、機能訓練、相談等が協議し入所後の対応等を検討する。
衛生委員会	毎月第2水	労働安全衛生法に基づき、職員の労働安全及び衛生に関する事項を協議 職場環境の分析・対策、過重労働対策、メンタルヘルス等
防災委員会	毎月第2水	消防計画作成、消防訓練、事業継続計画の研修・訓練（2回）、防災訓練、福祉避難所訓練の検討、実施。防災備品・非常食備蓄・地震等大規模災害を想定した対応の検討。
給食委員会	概ね隔月	委託業者との連携を強化し、給食の提供方法や内容について、現場実態を踏まえて検討する。
研修企画委員会	概ね隔月	特養内における研修の企画や実施等

- (2) 入所者懇談会
 - ① 利用者と職員の話し合いの場を設け、利用者一人ひとりの意見や要望を聞き、施設での暮らしがより快適になるようにしていく。
 - ② 心身の状態により、意見を述べるのが難しい利用者の声なき声に耳を傾け、たえずその方の最善を軸に、快適な生活ができるよう支援する。
- (3) 家族連絡会及び家族面談
 - ① 家族連絡会
より良い生活支援を行うために施設と家族の意見交換の場として実施する。
 - ② 家族面談
ケアプランの説明を行うほか、利用者を共に支えていくパートナーとして家族の要望や意見を十分に聴き、関係づくりを行う。
相談は、介護支援専門員及び生活相談員を中心に、いつでも受け、信頼関係を構築する。
 - ③ その他
 - ア 利用者と家族との交流の場として、施設行事への積極的な参加を呼びかける。
 - イ 日頃から家族が訪問しやすい雰囲気づくりを行い、家族が訪問した際には職種を問わず職員から声かけをし、積極的にコミュニケーションを図る。
- (4) 実習生の受け入れ
介護関連の実習施設として、養成校の実習生を積極的に受け入れる。
- (5) ボランティア受け入れ
 - ① 新宿区社会福祉協議会との連携を図り、幅広くボランティアを受け入れ、入所者の日常生活の活性化を図る。
 - ② 柏木地区13町会から日赤奉仕団活動として月1回入浴のサポートの奉仕活動をしていただいていた。今後も、地域の施設として認知していただくとともに、苑を支えるネットワークの充実につなげていく。
 - ③ 楽器の演奏など専門的な手法を持ったボランティアの支援によって利用者が楽しめる機会を提供する。
 - ④ 地域で活動する様々な分野の団体・個人に来苑いただき、入所者に地域で育まれている文化の享受の機会を提供していく。
- (6) 地域交流
 - ① 地元の「北新宿公園盆踊り」への参加など、利用者が地域社会の一員としての関係を築いていく機会を持つ。
 - ② 地元の淀橋第四幼稚園園児との世代間交流を継続実施する。
 - ③ 新宿区が実施する障害者就労支援施設の緑化事業に協力し、障害者施設・団体との交流を図る。

6 短期入所生活介護事業

(1) 事業規模

ショートステイ（介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護）

利用定員：4名

(2) 事業内容

利用者の心身の状況等に応じて、可能な限り居宅において自立した日常生活を営めるよう、適切な短期入所生活介護サービスを提供するとともに、自らその提供するサービスの質の評価を行うことにより常にサービスを受ける方の立場に立った介護事業を実施する。

家族や、ケアマネジャーを含めた関係者と協力して情報を共有し、個別サービス計画を作成し、介護、相談及び援助、機能訓練、健康管理、その他介護保険法令の定める必要な援助を行う。それらにより利用者の心身の機能維持、及び家族の身体的精神的負担の軽減を図る。

(3) 重点項目

- ① 余暇活動、送迎サービス等の充実や特養の空床利用により、ケアマネジャーが高齢者やその家族に提案しやすい利用者本位の施設となる。
- ② 居宅介護支援事業所や他施設との連携強化により新規利用者を増やし、稼働率向上に努める。
- ③ 在宅での暮らしと、かしわ苑での生活との環境の違いを踏まえ、快適に利用してもらえるよう誠意を持って対応する。
- ④ 利用者となじみの関係を築き、引き続き利用してもらえるよう、安心して入所し、退所時にはまた来たくなるような気持ちで帰ってもらえるよう支援する。
- ⑤ 利用終了時には、家族に健康状態を始めとした利用中の様子を伝え、よりよい在宅生活に繋がるよう情報を提供する。
- ⑥ 毎月の利用について、利用者別にモニタリングを行い、課題を抽出してよりよいサービスが提供できるよう、「ショートステイ委員会」にて検討していく。

7 人材育成及び研修

介護・看護人材の確保が困難な現状のなか、職員の離職を防ぎ、また、新たに入職する職員を確保していくためには、働きやすい職場づくりはもとより、専門性を高め、スキルアップできる魅力ある施設となることが重要である。

そのため、介護職員の喀痰吸引研修やエンゼルケア研修、東京都が実施する認知症ケアに関する研修などを活用し、専門性の高い職員の育成に努める。

また、他施設の状況を知り、職員と交流することで、視野をひろげ、かしわ苑のサービスの質の向上につながる外部研修についても積極的に受講を進めていく。

さらに、虐待防止研修や身体拘束適正化研修などを活用し、専門性の高い職員の育成に努め、利用者の尊厳を保持し、接遇面の向上を促進する。

8 個人情報の保護

個人情報保護規程や関係法令を遵守し、利用者等の個人情報保護を徹底するとともに、プライバシーに配慮したサービス提供に努める。

9 高齢者の尊厳の保持・人格の尊重

高齢者虐待は人権侵害という認識のもと、高齢者の尊厳の保持・人格を尊重したサービス提供に努める。

高齢者在宅サービスセンター事業計画

I 事業実施施設

- 1 北新宿高齢者在宅サービスセンター
- 2 若葉高齢者在宅サービスセンター
- 3 中落合高齢者在宅サービスセンター
- 4 新宿区立百人町高齢者在宅サービスセンター
- 5 細工町高齢者在宅サービスセンター

II 施設別基本方針・課題

各所共通の課題

(1) 人権尊重、権利擁護の取り組み

法人内外の研修に参加するとともに、各サービスセンターにおいても、虐待防止委員会や研修等を定期的に行う事で、職員の人権尊重、権利擁護に対する意識を高めていく。

(2) 地域で信頼される施設作り

利用者、家族との信頼関係、地域との連携を深めることで、地域の方々により一層頼られる施設作りを目標とする。相談員だけでなく、介護員、看護師を含めた職員一人ひとりが積極的に情報発信や地域との交流に関わり、施設が一体となる体制作りをしていく。

(3) サービス品質の確保

サービスに対して利用者、家族やケアマネを対象にアンケートを実施し、課題の把握に努め、その後のサービス提供等に活かしていく。5 施設合同の職員研修も継続し、法人内研修はもとより、東京都社会福祉協議会や新宿区ケアカレッジ等の法人外の研修も活用することで職員の専門性を高め、デイサービス全体のレベルアップを図っていく。

(4) 人材の育成・確保

法人の理念や指針、規程等の理解を深めるための研修の開催や OJT の仕組みを統一することで、同じ法人職員としての意識の共有を図る。また、人材確保のため、日常の記録や報告様式等において、ICT の活用をすることで業務の効率化を促進し、働きやすい職場環境作りに努めていく。

(5) 関係機関との連携

高齢者総合相談センターや社会福祉協議会、居宅介護支援事業所等の関係機関との連携の中で、地域ニーズの把握に努め、介護保険制度に留まらない課題に対して、協力できることを共に考え貢献していく。

1 北新宿高齢者在宅サービスセンター

(1) 基本方針

「おひとりおひとりのペースを尊重し、安心してこころよい時間と空間の提供をいたします」をモットーに、利用者の個々の特徴を踏まえ、プログラム等の提供により心身機能の維持、向上を図るとともに、社会交流の場として、居心地がよく『なじみの関係』を作れるようサポー

トしていく。

(2) 今年度の課題

①地域の身近な施設作り

安心して通える地域の身近な施設として、利用者家族、居宅介護支援事業所や高齢者総合相談センター等の関係機関へ、広報誌による情報発信、関係機関が開催する諸会議、イベント等への参加、交流を積極的に行い、施設の活動や特色等を広く発信。施設への理解や認知度を高めていく。

②収益の確保、改善

利用者や地域のニーズに合わせ、施設の環境整備、提供しているプログラム等の見直し、入浴サービスや送迎サービス等の業務の効率化による提供枠の改善等により、新規利用者の獲得、既存の利用者のサービス増回に務め、施設利用者数を増やす。

③地域との連携

活動ボランティアや認知症サポーター養成講座終了者、基礎看護実習生、教員免許取得に伴う介護体験学生等の受入、地域の施設で行われるイベントや諸会議への参加等、地域の施設の一員として地域の事業への協力に務め地域と連携を深める。

2 若葉高齢者在宅サービスセンター

(1) 基本方針

「明るく」「楽しく」「心地よく」を基本理念として、利用者が住み慣れた地域で「その人らしく生き活きた生活」ができるよう、利用者の社会的孤立感の解消及び家族の介護負担の軽減を図るとともに、必要な日常生活上の介助及び機能訓練、その他必要な援助を行う。またセンター事業の実施に当たっては、新宿区、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(2) 今年度の課題

①ニーズに応える体制作り

利用者、家族、ケアマネジャーとの日頃のやり取りやアンケートから情報収集を行い、ニーズに応えるために、会議や研修等により職員の意識付けや体制作りを継続していく。

②収益の確保、改善

収益を確保し、職員の安定した雇用と生活を守る。利用者、家族、地域のニーズに対し迅速に的確かつ柔軟な対応に努め、新規利用者の獲得に繋げていく。

③地域との交流・連携

近隣の小、中学校や看護学生の実習等の受け入れやボランティアとの交流、町会等との連携を通じて、活動内容や地域における施設の役割や意義等の周知向上を図り、より地域に開かれた施設作りを目指す。

3 中落合高齢者在宅サービスセンター

(1) 基本方針

「こころ」と「からだ」を元気に!! を、モットーに、利用者にとって通うことで元気になる

り、住みなれた地域において、少しでも長く暮らしていけるよう、心身機能及び生活機能の維持・向上を支援していく。

『笑顔満開なかおちあい』を日々の目標として掲げ、利用者も職員も自然と笑顔で元気になるようなセンターづくりを目指す。

(2) 今年度の課題

① 身体機能の維持・向上を目的とした活動の再構築

機能訓練指導員による在宅生活を継続することを重視した従来の個別又は集団での機能訓練を継続するとともに、楽しみながらも行えるレクリエーション要素のある運動も取り入れ、モットーの【「こころ」「からだ」を元気に】をより具現化させる。

② 生産性向上に向けた取り組み

ムリ・ムダ・ムラの洗い出しに見直しや、業務の標準化による個人に負担の掛からない労働環境をつくり、残業時間の削減、計画的な有給休暇取得の促進など、職員のライフワークバランスを重視した職場環境を目指す。

4 百人町高齢者在宅サービスセンター

※新宿区立百人町高齢者在宅サービスセンターを指定管理者として管理運営している。

(1) 基本方針

「身体機能の維持・向上」「社会交流の促進」「日常生活活動への支援」により、家族の介護負担の軽減や引きこもりがちな高齢者の社会的孤立感の解消に努め、重度の要介護者や認知症高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることを支えるサービスを提供する。

(2) 今年度の課題

① 職員の安定的雇用

安定した経営や運営を行う上で、職員配置をしっかりと行い、利用者が満足するサービスの提供が不可欠となる。職場環境を整え安定した雇用の継続を実現する。

② 地域との交流促進

区立施設として地域作りを担う為に、近隣の高齢者総合相談センターが開催する、地域関係者が集まる会議等へ積極的に参加していく。また昨年度同様に、地域の保育園との交流、看護実習生の受け入れを実施し、その役割を担っていく。

③ 収益の向上

職員の処遇向上を実施する為に収益の向上を目標とする。新規利用者獲得をする為に、居宅介護支援事業所との情報交換をしっかりと行い信頼関係の構築を目指す。結果を収益の向上に繋げ、職員のやりがいへと繋げて行く。

5 細工町高齢者在宅サービスセンター

(1) 基本方針

「わくわく、いきいき細工町」をモットーに、いつも出かけるのが待ち遠しいデイサービスを目指し、利用者がプログラムや行事に参加して、楽しい時間を過ごしながら孤独感の解消、心身機能の維持向上を図り、慣れ親しんだ地域で自立した生活を送れるよう支援する。

また、家族に安心して送り出してもらえるよう、信頼関係の構築に努める。

(2) 今年度の課題

① 積極的な利用者の受入れ

引続き、各職種の役割と専門性を明確にし、居宅介護支援事業所や主治医との協力、連携を密にし、よりサービスを必要とされる利用者の受入れを行う。特にニーズが高い入浴希望の方は積極的に受入れていく。

② 機能訓練の充実

より良い日常生活を送れるよう、理学療法士による身体機能および生活機能の向上を目的とした個別訓練を継続していく。

③ 専門的サービスの提供

利用者の生活の質の向上を図るため、的確な判断力と深い洞察力を養い、福祉理念に基づいた専門的サービスの提供に努めます。そのために向上心を持ち、専門的知識・技術の研鑽に励みます。

Ⅲ 事業実施計画

1 事業実施日及び実施時間

(1) 事業実施日

月曜日～土曜日

ただし、12月30日～1月3日は休業とする。

(2) サービス提供時間

- | | |
|--------------------|-----------------|
| ① 北新宿高齢者在宅サービスセンター | 午前8時45分～午後5時30分 |
| ② 若葉高齢者在宅サービスセンター | 午前9時00分～午後5時30分 |
| ③ 中落合高齢者在宅サービスセンター | 午前8時45分～午後5時30分 |
| ④ 百人町高齢者在宅サービスセンター | 午前8時45分～午後5時30分 |
| ⑤ 細工町高齢者在宅サービスセンター | 午前8時45分～午後5時30分 |

2 事業規模（利用定員）

(1) 北新宿高齢者在宅サービスセンター

- ① 一般通所介護事業及び介護予防・日常生活支援総合事業（通所介護相当サービス）

定員 40名

今年度の目標利用者数 一般通所介護事業：1日平均 26名

介護予防・日常生活支援総合事業：1日平均 2名

- ② 認知症対応型通所介護事業

定員 12名 今年度の目標利用者数 1日平均 7名

上記の平均利用者数を目標に 122,537 千円の介護保険事業収入を目指す。

(2) 若葉高齢者在宅サービスセンター

- ① 一般通所介護事業及び介護予防・日常生活支援総合事業（通所介護相当サービス）

定員 40名

今年度の目標利用者数 一般通所介護事業：1日平均 30名

介護予防・日常生活支援総合事業：1日平均 1名

② 認知症対応型通所介護事業

定員 11名 今年度の目標利用者数 1日平均 5名

上記の平均利用者数を目標に 130,411 千円の介護保険事業収入を目指す。

(3) 中落合高齢者在宅サービスセンター

① 一般通所介護事業及び介護予防・日常生活支援総合事業（通所介護相当サービス）

定員 30名

今年度の目標利用者数 一般通所介護事業：1日平均 21名

介護予防・日常生活支援総合事業：1日平均 1名

上記の平均利用者数を目標に 76,907 千円の介護保険事業収入を目指す。

② 介護予防教室

定員 14名（火）

(4) 百人町高齢者在宅サービスセンター

① 一般通所介護事業及び介護予防・日常生活支援総合事業（通所介護相当サービス）

定員 40名

今年度の目標利用者数 一般通所介護事業：1日平均 29名

介護予防・日常生活支援総合事業：1日平均 2名

② 認知症対応型通所介護事業

定員 12名 今年度の目標利用者数 1日平均 6名

上記の平均利用者数を目標に 128,109 千円の介護保険事業収入を目指す。

(5) 細工町高齢者在宅サービスセンター

① 一般通所介護事業及び介護予防・日常生活支援総合事業（通所介護相当サービス）

定員 35名

今年度の目標利用者数 一般通所介護事業：1日平均 21.5名

介護予防・日常生活支援総合事業：1日平均 0.5名

上記の平均利用者数を目標に 75,724 千円の介護保険事業収入を目指す。

② 介護予防教室

定員 7名×2コース（火・木）

3 事業の内容

(1) 一般通所介護事業及び介護予防・日常生活支援総合事業（通所介護相当サービス）

① 在宅介護に関する相談・助言

施設利用の相談・受付窓口となる生活相談員を配置し、在宅生活・介護等の相談を行うとともに、関係機関との連携を図り、利用者の在宅生活を支援していく。

② アクティビティー（趣味・いきがい活動）

利用者の状態に合わせて参加できるゲーム・カレンダー作り等集団的に行うレクリエーションプログラム・脳トレーニング等の提供、及び外部の講師を招いての書道、和紙工芸、

音楽療法等のプログラムを提供するなど、種類豊富で飽きのこないサービス提供に努める。

③ 機能訓練（リハビリ）

ラジオ体操や職員のもとで行う体操のほか、看護師、理学療法士等による個別機能訓練を行うことで、利用者の身体機能の維持・向上を図る。

④ 送迎サービス

利用者の身体状況に合わせ安全に来所・帰宅していただけるよう、送迎車両を運行する。

⑤ 食事サービス

季節感があり栄養面にも配慮した食事を提供する。また、刻み食、代替食など利用者の摂食状況に応じた個別対応を行う。このほか、行事や誕生会の際は特別食を提供する。

⑥ 入浴サービス

身体状況に合わせた入浴サービスの提供を行い、プライバシーの保護にも配慮する。

⑦ 健康管理

看護師を配置し、健康管理や健康に関する相談を行う。

(2) 認知症対応型通所介護事業（北新宿・若葉・百人町）

プログラム提供やコミュニケーションを取ることで利用者の精神的・身体的な能力の機能維持・向上を図り、その人らしく過ごせるように支援していく。地域との交流も大切にしながら、自宅に閉じこもらず社会交流をする場としての役割を果たしていく。

(3) 新宿区介護予防教室事業（受託事業）（中落合・細工町）

区内在住で65歳以上の高齢者を対象とした介護予防教室「シニアスポーツチャレンジ教室」を新宿区より受託し、腰痛予防・膝痛予防・バランス機能向上プログラム等、介護予防の支援となる筋力バランストレーニングを実施する。

(4) 年間行事計画

①北新宿高齢者在宅サービスセンター

7月	納涼祭	12月	忘年会
9月	敬老会	1月	新年会
10月	運動会	2月	節分会

毎月、誕生月者の誕生会を実施。

②若葉高齢者在宅サービスセンター

4月	お花見ドライブ	8月	納涼祭	1月	新年会
5月	運動会	9月	敬老会	2月	節分会
6月	共同制作	11月	遠足	3月	ひな祭り
7月	共同制作	12月	忘年会		

毎月、誕生月者の誕生会を実施。

③中落合高齢者在宅サービスセンター

7月	納涼祭	12月	忘年会
8月	ミニコンサート	1月	新年会

9月	敬老会	2月	節分会
----	-----	----	-----

毎月、誕生月者の誕生会を実施。

④百人町高齢者在宅サービスセンター

4月	お花見	11月	バスハイク
5月	運動会	12月	忘年会
7月	納涼祭	1月	新年会
9月	敬老会	2月	節分会
10月	バスハイク	3月	ひな祭り

毎月、誕生月者の誕生会を実施。さらに季節に合わせた行事を随時行う。

⑤細工町高齢者在宅サービスセンター

4月	お花見ドライブ	9月	敬老会	1月	新年会
6月	運動会	11月	紅葉ドライブ	3月	茶話会
7月	納涼祭	12月	望年会		

毎月、誕生月者の誕生会を実施。5月、8月、10月に季節に合わせた喫茶を開催。

※感染状況等により、プログラムや行事等については変更の可能性がある。

IV 施設の管理・運営

1 苦情処理

利用者、家族からの苦情について、いつでも受付を行い、対応できるよう窓口として苦情受付担当者と苦情解決責任者を配置するとともに、利用者の権利を擁護し、公平な判断により解決が出来るよう、第三者委員の設置を周知する。

東京都福祉サービス第三者評価に準じたアンケートの実施により利用者、家族からの要望、苦情を受け、サービスの改善に取り組む。

2 安全管理

事故やヒヤリハットの検証を行い、発生する頻度の高い時間帯や場所を確認し、再発防止に努める。また、利用者が安全・快適に利用できるよう、設備や器具・備品の点検、整理整頓により環境整備に努める。

3 防災計画・防災訓練

消防計画に基づいた消防計画の作成を行い、地域との連携を踏まえた形での防災訓練を年に2回を実施する。また、災害に備え、備蓄品等の管理を行う。

4 情報公開・個人情報保護

施設だより、ブログ等により施設の活動内容等を家族、ケアマネジャー、関係機関に周知し、情報公開に努める。また、個人情報保護規程や関係法令を遵守し、利用者の個人情報保護、プライバシーに配慮する。

5 職員研修

職員の資質と技能の向上を目的に、法に定められた研修を職場内で計画的に実施するとともに、職場外研修についても積極的に活用し、施設全体のスキルアップを図る。

6 実習生の受け入れ

大学における教員課程受講者の介護等体験、看護学校の看護実習、社会福祉士・介護福祉士・ヘルパー資格取得に必要な現場実習等を積極的に受け入れ、福祉人材の育成を行う。

7 ボランティアの参加・協力

社会福祉協議会からの紹介によるイベント開催時における演芸や音楽関係者、プログラムや配膳等の日頃の運営に関わる方や夏休み期間の学生体験学習等を積極的に受け入れる。

8 地域との交流

近隣の保育園との交流会や小・中学生の職場体験等の他、町会や民生委員、ボランティア等との交流を図り、利用者が外部の方と接する機会を作るとともに、地域での施設の認知度向上に努める。

9 業務継続計画の運用

業務継続計画の内容を職員間で共有し、平常時の対応の必要性や緊急時の対応に関わる理解を目的とした研修を年に1回開催する。事業所内の役割分担の確認、非常時のケアの演習についての訓練を年に1回実施する。

10 各種会議と委員会運営

各センターにおいて実施する主な会議は下記のとおりである。

(1) 職員会議

前月の運営状況報告、行事やプログラムの検討、施設長会や各連絡会からの報告、研修報告を行う。また、施設運営について検討、協議決定する。

(2) 担当会議

送迎、入浴、食事、排泄やアクティビティー等の各担当がミーティング等で上がった問題を随時協議し、結果を職員会議等において報告する。

(3) ケース会議

利用者のアセスメントを行い、状態把握と情報共有を図り、効果的な通所介護計画の作成につなげる。

(4) 事故防止委員会

事故報告書やヒヤリハットのデータ分析を定期的に行い、事故の再発防止に取り組む。

(5) 感染症対策委員会

年に2回開催する。研修や訓練の実施、感染症対策や衛生管理及び職場内の環境整備について協議する。研修、訓練も年に1回実施する。

(6) 防災委員会

年に2回開催する。地域と連携した防災訓練の実施、備蓄品、防災マニュアル等について協議する。防災訓練は年に2回実施する。

(7) 食事連絡会

調理委託業者責任者を加え、日頃の食事内容に関しての確認、意見交換を行うと共に、食事サービスの質の維持・向上を図る。

(8) 虐待防止検討委員会

年に 2 回開催する。虐待の発生または再発防止をするための研修の実施や疑われる事案が発生した場合の対応方法等を検討する。研修を年に 1 回実施する。

居宅介護支援事業所事業計画

1 基本方針

在宅生活での支援が必要となった利用者を、本人の意思を尊重しつつ可能な限り自立した生活が継続できるよう、家族・地域・関係機関と連携をとり、介護保険サービス及びその他の各種サービスを活用し、支援を行う。

2 今年度の目標

(1) 経営の安定化

- ①ケアプラン数の目標を月平均 90 件とする。
- ②特定事業所加算算定に必要な人員体制を維持する。
- ③新宿区より介護認定調査を受託する。
- ④目標とするケアプラン数を達成し、令和 7 年度の黒字決算を達成する。

(2) 介護支援専門員としての資質、専門性の向上

- ①内部研修、会議を定期的実施し、事業所内の情報共有を図る。
- ②法人研修、外部研修を積極的に受講。法令遵守への取り組みを実践する。

(3) 地域の関係機関との連携

高齢者総合相談センター開催の地域ケア会議への参加や、ケアマネット新宿での人事交流、地域の居宅支援事業者との事例検討会等を通し、地域関係機関との連携を行う。

(4) 主任介護支援専門員の育成

主任介護支援専門員の受講要件を満たす職員については、取得する為の体制を事業所で作る。

3 実施体制

(1) 実施事業所

百人町高齢者在宅サービスセンター居宅介護支援事業所

(2) 利用時間及び休業日

①営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分まで

②休業日 日曜日 年末年始（12月29日～1月3日）

なお、携帯電話等により 24 時間連絡が可能な体制をとる。

(3) 職員配置

管理者（主任介護支援専門員）	1 名
介護支援専門員	2 名

4 管理運営

(1) 情報管理

個人情報保護の取扱いに関する規程に基づき、個人情報は適切に取り扱い、情報管理を徹底する。

(2) 災害時（自然災害・感染症）の事業運営

自然災害・感染症発生時の初動体制の確認や防災用具の備蓄など、速やかに事業を継続できる体制を維持する。委員会を設置し、年1回以上の会議の場を持つ。

(3) 実習生受け入れ

介護支援専門員実務研修の受け入れを行い、後進の育成指導に努める。

(4) 虐待・ハラスメント対策

虐待・ハラスメント対策委員会を設置し組織として虐待・ハラスメント防止対策を図る。

新宿区高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）事業計画

1 基本方針

「新宿区高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」に基づき、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる地域づくりに向けて、介護サービスはもとより、地域の保健・医療・福祉サービス、ボランティア活動、地域の支え合いなど、多様な社会資源が連携してネットワークを構築することにより地域包括ケアシステムの更なる推進を目指す。

地域包括ケアを担うコーディネート機関として、地域にある様々な課題への対応を充実させるために、地域ニーズの把握や関係機関とのネットワーク構築、職員の資質向上に努める。また法人全体で「地域共生社会」の実現に向け地域との交流を進めていく。

2 運営体制

(1) 受託する高齢者総合相談センター（担当地域）

- ① 柏木高齢者総合相談センター（柏木特別出張所管轄地域）
新宿区北新宿3丁目27番6号 北新宿特別養護老人ホームかしわ苑内
- ② 角筈高齢者総合相談センター（角筈特別出張所管轄地域）
新宿区西新宿4丁目8番35号 西新宿シニア活動館3階
- ③ 四谷高齢者総合相談センター（四谷特別出張所管轄地域）
新宿区四谷三栄町10番16号 四谷保健センター等複合施設4階

(2) 利用時間及び休業日

- ① 窓口開設時間 午前9時から午後5時30分まで
- ② 休業日 日曜日 年末年始（12月29日～1月3日）
- ③ 時間外においても特に緊急を要する場合に備えて、携帯電話等により連絡が可能な体制をとる。

(3) 職員配置

- ① 柏木高齢者総合相談センター
 - 所長（管理者） 1名
 - 副所長（副管理者） 1名
 - 委託業務及び指定介護予防支援事業従事者 6名
 - 事務員 1名
- ② 角筈高齢者総合相談センター
 - 所長（管理者） 1名
 - 副所長（副管理者） 1名
 - 委託業務及び指定介護予防支援事業従事者 4名
 - 事務員 1名

② 四谷高齢者総合相談センター

所長（管理者）	1名
副所長（副管理者）	2名
委託業務及び指定介護予防支援事業従事者	8名
事務員	2名

3 事業内容

(1) 包括的支援事業

① 総合相談支援業務

地域に住む高齢者に関するさまざまな相談を受け止め、適切な機関・制度・サービスにつなぎ継続的に支援する。自宅や病院等へのアウトリーチ訪問を積極的に行い地域から孤立している高齢者や重層的な課題を抱えている世帯の発見に努め早期対応を行う。安否確認や行方不明・身元不明者について相談が入った場合は、区とともに速やかに対応する。

② 権利擁護業務

虐待通報を受理した場合は「新宿区高齢者虐待対応実務マニュアル」に基づき速やかに対応する。成年後見制度の活用や消費者被害防止などの権利擁護を推進する。法テラス東京との協働連携事業を活用し、福祉的な支援と法的課題の一体的な解決に努める。

③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

複合的な課題を抱えている高齢者に対して、必要な社会資源を切れ目なく活用できるように介護支援専門員からの相談に応じるなど継続的に支援する。

④ 地域ネットワークの構築

センターの日々の活動を通して地域の社会資源やニーズの把握に努め、個別支援に活用するとともに、関係機関との情報交換や情報共有の機会を設け、連携を強化する。

⑤ 地域ケア会議の開催

個別型地域ケア会議では、多職種協働による個別ケースの支援内容の検討、日常生活圏域型地域ケア会議では、個別ケースの積み重ねから発見される地域の課題整理を行うとともに、解決策の検討及び区への提言を行う。

⑥ 認知症高齢者の相談支援体制の推進

認知症が疑われる高齢者を早期に発見し適切な医療・介護に結び付くよう支援するとともに、保健・医療・福祉の関係機関との連携を強化し、認知症高齢者やその介護者への支援の充実を図る。地域の担い手となる認知症サポーターの養成とその地域活動への支援を行う。

⑦ 医療と介護の連携

医療依存度の高い高齢者が、医療機関から退院する場合や生活機能が低下した場合に在宅療養生活の充実に向けた支援を行う。

⑧ 生活支援体制整備事業

多様なサービス提供主体等の参加を得て、高齢者の生活を地域全体（住民主体）で支える体制を整備するため、関係機関等と連携して支え合いの地域づくりを行う。

(2) 指定介護予防支援事業

要支援 1・2 の認定を受けた方に対し、介護予防及び生活支援を目的として、介護予防支援を実施する。

(3) 介護予防・日常生活支援総合事業（第 1 号介護予防支援事業）

要支援 1・2 の認定を受けた方、基本チェックリストの結果により生活機能の低下が確認された 65 歳以上の方（事業対象者）に対し、介護予防ケアマネジメントを実施する。

(4) 一般介護予防事業

介護を必要としない方に対して、新宿区が行う介護予防把握事業、一般高齢者普及啓発事業、認知症・うつ・閉じこもり予防事業、高齢期の健康づくり・介護予防出前講座、地域リハビリテーション活動支援事業等の活用により、介護予防を推進し日常生活の自立に向けた支援を行う。

(5) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業への協力

フレイルリスクの高い高齢者を把握した際、本事業の個別支援プログラム等の実施につながるよう健康づくり課の医療専門職チーム等と連携するとともに要介護への移行を防ぐために介護、フレイル予防を実践できるよう支援する。

(6) 区施策の推進

① 各種サービス申請受付等業務

要介護・要支援認定、高齢者保健福祉サービスの申請受付、特別養護老人ホーム・都市型軽費老人ホーム入所申込の受付業務を行う。

② 見守り関連事業

75 歳以上の一人暮らしで、家族、介護サービス、仕事等による定期的な見守りのない方を対象とした「情報誌配布事業」において、民生委員や配布員から相談があった場合は安否確認や相談対応を行う。「高齢者見守り支え合い連絡会」を開催し、地域の見守り活動関係者による意見交換を行う。

情報誌配布事業の不明者調査（年 2 回）、75 歳以上高齢者安否確認調査（3 年に 1 回）を行う。

③ 家族介護者等支援事業（介護者等への支援）

65 歳以上の高齢者を現に介護する者の身体的及び精神的負担を軽減し、元気回復を図るため「家族介護者講座」の実施や「家族会」への運営支援を行う。

また、家族介護者等の介護離職防止に向けた相談支援を行う。

4 管理運営

(1) 職員研修

職員の専門性を高めることを目的に以下の研修に積極的に参加する。

- ① 区が主催する研修（各職種別の研修、初任者・中堅職員研修、専門研修など）
- ② 東京都地域包括支援センター従事者研修（初任者・現任者研修、権利擁護研修など）
- ③ 外部研修（東京都福祉保健局、東京都社会福祉協議会主催の研修など）
- ④ 法人研修（事業団主催の研修）
- ⑤ 所内研修（事業所内または三高相合同での研修）

(2) 会議・業務連絡会等

区が開催する連絡会や外部会議等へ参加するとともに、主催会議や所内会議を開催し職員の資質の向上に努める。

- ① 職種別連絡会
- ② 事業担当者連絡会
- ③ 管理者が委員を務める外部会議
- ④ 高齢者総合相談センターが主催する会議
- ⑤ その他、地域ネットワーク構築のため開催される会議
- ⑥ 法人内連絡会、各種委員会
- ⑦ 所内会議（職員会議、ケースミーティングなど）

(3) 公正・中立な運営、個人情報管理

センターが行う業務について、公益機関として公正・中立に行われているか日々検証を行う。また個人情報保護の取扱いに関する規定に基づき、センター内での情報管理を徹底する。

(4) 災害時（自然災害・感染症）の事業継続

事業継続計画に基づき、自然災害・感染症発生時の初動体制の確認や備品の備蓄など、速やかに事業を継続できる体制を整える。防災委員会、感染症対策委員会を設置し、年1回研修、訓練を実施する。

(5) 高齢者虐待防止への取り組み

高齢者虐待防止に関する指針に基づき、虐待の防止及び早期発見に努める。虐待防止検討委員会を設置し、虐待等が発生した場合はその再発を防止するための対策の検討を行い、年1回研修を実施する。

(6) 実習生受け入れ

区から依頼を受けた場合には福祉系・医学系その他学生の実習を受け入れる。

新宿区立地域交流館事業計画

1 事業実施施設

- (1) 高田馬場地域交流館
- (2) 下落合地域交流館

2 基本方針

- (1) 新宿区の高齢者福祉施策（新宿区高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画）に沿った事業運営を行い、地域の高齢者福祉に貢献する。
- (2) 地域共生社会実現に向けた地域づくりのひとつとして、「地域支え合い支援事業」の推進に取り組む。
- (3) 地域の高齢者の交流や仲間づくりを支援し、いきいきと過ごして頂く為に、安心・安全な施設づくりに取り組む。
- (4) 介護予防の拠点として地域の関係機関と連携し、高齢者の健康づくりに役立つ地域交流館を目指す。

3 令和7年度の目標

(1) 高田馬場地域交流館

①多種多様なイベントの実施

目玉イベントを月2本、年間24本以上実施する。

地域のボランティアやアーティスト・団体などとも連携し、地域性の高いイベントに昇華、利用者の趣味づくり、仲間づくりのきっかけとなるような行事を実施する。

②登録団体の活動のサポート体制強化

メンバー募集している団体の会員の増員、ならびに新規団体の登録に向けたサポート、会員集め等の協力を行う。

ア 現在会員募集している15団体のうち、1団体1名以上の会員増員、全体として20名以上あらたな団体活動者を増やす。

イ 会員募集団体の情報を利用者に周知させる。

ウ 新規団体立ち上げの協力を行い、こまめな声掛けなどで活動につなげていく。

③新宿区高齢者保健福祉計画（第9期介護保険事業計画）に沿った館運営の実施

ア 社会参加といきがいづくりを支援していく

イ 支え合いの地域づくりをすすめていく

ウ 健康づくり・フレイル予防につながる事業の実施、情報発信

(2) 下落合地域交流館

館運営3年目となる7年度は、利用者の要望に叶った新規事業を各種展開し、高齢者の活動拠点としての満足度を高めていく。

【重点項目】

①健康づくりと介護予防・フレイル予防事業の充実

安心安全に開催できるよう血圧計の常時設置と個人利用票の活用

②社会参加といきがい、なかまづくり

ア 地域支え合い活動の推進のため、ボランティア育成に取り組む。特に館主催事業において、企画の段階から関りをもてる担い手を育てサポートする。

※対象事業：新宿いきいき体操・折り紙教室・モルック・園芸サポーター・合同作品展運営委員会など

イ 誰もが気軽に参加できる「繋がり場」の拡充

③地域ネットワークの強化

ア 町会、自治会、高齢者クラブ、子育てグループ、青少年育成団体などが行う地域活性化活動に協力する。

イ 発災時における福祉避難所運営のため、一次避難所運営管理協議会の委員として、町会・消防団・特別出張所などの関係機関と連携を深める。

ウ 落合第一高齢者総合相談センター「定期出張相談」の周知を徹底し、地域の高齢者が活用しやすい取り組みを行う。

4 新たに取り組む事業

(1) 高田馬場地域交流館

令和7年度は関連機関との連携のもと、より多くの事業を実施していく。また、実施した事業を団体活動につなげる、定期開催の館事業にするなど、館利用者への聞き取りなどコミュニケーションをとりながら運営する。

また、イベントによっては児童も交えた「多世代交流イベント」として開催する。

【新規実施事業】

座タップダンス健康法	(1回10名×年48回 計480名)
モルック体験会	(1回10名×年1回 計10名)
スポーツチャンバラ	(1回10名×年1回 計10名)
ペン字教室	(1回10名×年1回 計10名)
社会人落語会	(1回30名×年1回 計30名)
早稲田大学ジャズクラブ LIVE	(1回20名×年1回 計20名)
気功体験教室	(1回20名×年1回 計20名)
トーンチャイム	(1回20名×年1回 計20名)
カンロ飴を届けよう	(1回20名×年1回 計20名)

【団体支援イベント】

新たに会員募集している団体の活動をおためし講座として実施する。

色鉛筆彩りの会	(1回10名×年1回 計10名)
自力整体の会	(1回10名×年1回 計10名)
ハウオリ・フラ・ホア	(1回10名×年1回 計10名)
太極拳同好会	(1回5名×年1回 計5名)

さくら会	(1回5名×年1回 計5名)
奉吟会	(1回5名×年1回 計5名)

【その他】

スマートフォンに関する講座やSDGs、医療・介護などの健康講座、各種出前講座などを実施する。また、NPO法人にも打診し、地域性の高いイベントも企画する。

スマートフォンに関する講座や相談会	(1回8名×年4回 32名)
ディレクとフォース理科実験グループ出前講座	(1回20名×年1回 20名)
地域の病院や薬局・クリニックなどの勉強会や講座	(1回10名×年2回 20名)
ボランティアや成年後見制度についての出前講座	(1回10名×年2回 20名)
新宿区NPO活動団体の出前講座	(1回10名×年2回 20名)

(2) 下落合地域交流館

地域交流館が誰もが気軽に集える通いの場となるよう要望の高い事業を行う。

【繋がり場の場】

2階談話スペースのリニューアル（新規ヘルストロン入れ替えを伴う）

折り紙教室	(1回12名×年6回 計72名)
手工芸講座	(1回12名×年6回 計72名)
囲碁サロン「入門クラス」	(1回5名×年48回 計240名)
役に立つ韓国語講座	(1回5名×年6回 計30名)

【防災事業】

広域避難場所（学習院大学）への歩行会	(1回15名×年1回 計15名)
防災グッズづくり講座	(1回15名×年1回 計15名)

【地域支え合い事業】

音楽カフェ	(1回20名×年4回 計80名)
-------	------------------

5 事業実施計画

(1) 開館日等

- ① 開館日 年末年始（12月29日～1月3日）を除く毎日
- ② 開館時間

個人利用	9:00～18:00
団体利用	午前：9:00～12:00
	午後：13:00～17:00
	夜間：18:00～22:00
- ② 風呂利用 日曜日を除く全開館日 12:00～15:00

男性利用日	→月・水・金曜日	女性利用日	→火・木・土曜日
介助入浴→15:00以降 要予約			

(2) 事業内容

地域における高齢者福祉を推進するために行われる区民相互の交流を促進する。

① 高田馬場地域交流館

ア 介護予防事業:運動系

新宿いきいき体操	(1回 20名×年 51回 計 1020名)
いきいき 100 トレ	(1回 10名×年 48回 計 480名)
シニアバランストレーニング教室	(1回 12名×年 36回 計 432名)
ダンス・ダンス・ダンス	(1回 15名×年 24回 計 360名)
新宿区有料マッサージサービス	(1回 5名×年 18回 計 90名)
健康ウォーキング	(1回 10名×年 1回 計 10名)

イ いきがづくり:文化活動系

囲碁開放	(1回 4名×52回 計 208名)
うたの音楽会	(1回 25名×年 12回 計 300名)
映画観賞会	(1回 5名×年 12回 計 60名)
折り紙ひろば	(1回 10名×年 24回 計 240名)
カラオケ開放	(1回 5名×年 24回 計 120名)
季節の塗り絵	(1回 5名×年 12回 計 60名)
健康麻雀初級	(1回 15名×年 12回 計 180名)
麻雀開放	(1回 12名×年 51回 計 612名)
手工芸	(1回 8名×年 12回 計 96名)
陶芸教室	(1回 4名×年 6回 計 24名)
演芸会(落語・講談等)	(1回 40名×年 3回 計 120名)
香りの世界	(1回 12名×年 12回 計 144名)
カリンバひろば	(1回 10名×年 12回 計 120名)
館長の部屋	(1回 5名×年 12回 計 60名)
日本文化と花	(1回 8名×年 12回 計 96名)
脳トレ会	(1回 8名×年 12回 計 96名)
はじめてのオセロゲーム	(1回 6名×年 12回 計 72名)
はじめての朗読倶楽部	(1回 10名×年 12回 計 120名)
ペン習字	(1回 8名×年 12回 計 96名)
麻雀寺子屋	(1回 8名×年 6回 計 48名)
活動お披露目会	(1回 80名×年 1回 計 80名)
活弁映画会	(1回 30名×年 1回 計 30名)
敬老お茶会	(1回 20名×年 1回 計 20名)

ウ 地域ささえ合い支援事業

高齢者同士のささえあいの支援、地域ぐるみの活動の推進をサポートしていく。

(ア)館で立ち上げ支援をした団体の活動継続をサポート

(イ)会員が減少している団体の会員募集の周知やイベント等での活動支援

(ウ) 戸塚高齢者クラブ連合会の活動サポート

福祉大会 (1回 100名×年1回 計100名)

輪投げ大会 (1回 20名×年1回 計20名)

(エ) 地域の民生委員との情報共有会の実施

(オ) 高齢者総合相談センター、社会福祉協議会との情報共有ならびに合同会議の開催

(カ) その他各関連施設との交流、訪問などの連携

エ 多世代交流事業の実施

・学童クラブ・児童館の児童、保育園児等をまじえた館行事

(1回 15名×年3回 計50名)

・諏訪町会（団体）主催の多文化多世代交流会への協力

「七夕」「むかし遊び」 (1回 25名×年2回 計50名)

オ 自主事業運営委員会への支援

令和6年度に高齢者クラブより引き継ぐこととなった諏訪町会の役員と館職員とで運営を行う。館職員は自主事業運営委員会に出席し、自主事業の企画・運営をサポートしていく。

カ 新宿区推進事業への積極的参加

(ア) 新宿いきいき体操、新宿区シニアバランストレーニング教室のサポート

(イ) 新宿区有料マッサージのサポート

(ウ) みどりのカーテンプロジェクト参加

(エ) まちなか避暑地の周知、新宿打ち水大作戦積極参加、美化清掃活動など

② 下落合地域交流館

ア 介護予防事業：運動系

新宿いきいき体操 (1回 30名×年36回 計1080名)

ヘルスマネジメントエクササイズ (1回 30名×年36回 計1080名)

すこやか体感体操 (1回 25名×年36回 計900名)

太極拳教室 (1回 10名×年24回 計240名)

健康フラダンス (1回 15名×年24回 計360名)

モルック (1回 20名×年12回 計240名)

イ いきがづくり：文化活動系

サロン下落合 (1回 10名×年12回 計120名)

機織り (1回 5名×年2回 計10名)

折り紙教室 (1回 12名×年6回 計72名)

手工芸 (1回 12名×年6回 計72名)

映画観賞会	(1回 15名×年 12回 計 180名)
「目白の梅」シロップづくり	(1回 20名×年 1回 計 20名)
陶芸入門	(1回 15名×年 2回 計 30名)
スマホ相談会	(1回 5名×年 24回 計 120名)
音楽カフェ	(1回 20名×年 4回 計 80名)
囲碁サロン「入門クラス」	(1回 5名×年 48回 計 240名)
役に立つ韓国語講座	(1回 5名×年 6回 計 30名)
合同作品展	(1回 80名×年 2回 計 160名)

ウ 地域防災関連事業

- ・一次避難所開設運営協議会委員として、地域コミュニティと協同する。
- ・地元消防団、消防署の協力の元、避難訓練を実施する。
- ・一次避難所合同防災訓練（年 1 回落合中学）
- ・防災意識向上のため、地域住民向け事業を行う。
- ・広域避難場所への歩行会 (1回 15名×年 1回 計 15名)
- ・防災グッズづくり講座 (1回 15名×年 1回 計 15名)

エ 地域ささえ合い支援事業

- ・季節のふれあい広場：七夕まつり、クリスマス事業

オ 区民自主事業運営委員会「下落合ゆうゆう会」

運営委員役員会	(1回 20名×年 4回 計 80名)
輪投げ大会	(1回 50名×年 2回 計 100名)
うたごえひろば	(1回 50名×年 1回 計 50名)
役員研修会	(1回 20名×年 1回 計 20名)

カ 地域との連携事業

- ・落合第一高齢者総合相談センター
定期出張相談会、認知症サポーター）養成講座
- ・近隣地域交流館との連絡会議
- ・町会活動協力【多世代交流イベント】

豆まき	(1回 150名×年 1回 計 150名)
こどもの日	(1回 150名×年 1回 計 150名)
お化け屋敷	(1回 200名×年 1回 計 200名)

キ 多世代交流事業の実施

- ・「三世代交流サロン」 (1回 50名×年 2回 計 100名)
- ・「出張めじろ寄席」 (1回 50名×年 2回 計 100名)

ケ 新宿区事業の推進

環境マネジメント活動、まちなか避暑地、有料マッサージサービス、
春・秋季高齢者福祉大会
遠隔手話通訳等サービス利用の運用

6 施設の管理・運営

(1) 情報の発信

館だよりの発行（町会、民生委員、関係機関に配布）

町会掲示板での館情報の掲示

利用者懇談会の開催

(2) 利用者意見、要望、苦情等の処理

利用者が意見、要望、苦情等を表明しやすい環境づくりを進める。

職員による日常の聞き取り、意見箱の設置、アンケート調査の実施（年1回）

対応は、利用者懇談会や館だよりにて報告する。

(3) 個人情報保護の取り組み

管理に関する基本協定及び当法人の個人情報保護規程、個人情報保護に関する方針、その他関係法律・法令を遵守する。個人情報取扱いは、マニュアルに従い、利用者の個人情報保護に取り組む。

(4) 安全管理

基本協定に沿った施設内の設備の保守点検を実施管理する。また、館内備品等は、日々の巡回による目視点検により利用者が安心して過ごせるよう、環境整備に努める。事故が発生した場合は速やかに関係機関に報告し、対応する。

(5) 防災訓練

避難訓練及び初期消火訓練を年2回実施する。防災訓練を行う中で、避難経路、消防機器の理解を利用者、職員共に高めていく。

また、消火設備の点検と使い方を全職員に徹底し、避難経路を利用者と確認する。

(6) 職員研修

個人情報の保護、感染症対策等の法人内研修等に積極的に参加する。また、外部機関による高齢者の理解に繋がる研修等へ参加する。

(7) 館内清掃・衛生管理

職員による施設内日常清掃、浴室浴槽水質管理を徹底し、快適安全な空間を維持する。また、建物管理に関する保守点検及び専門的な清掃業務（床クリーニング、エアコン管理、高所の窓清掃）、防虫・害虫駆除などは外部に委託し、不備の無いよう努める。

中落合高齢者在宅サービスセンター内地域交流スペース事業計画

1 基本方針

「ささえーる 中落合」は、新宿区地域支え合い支援事業等の委託事業者として「高齢者の自立を支援し、世代に関わらず一人ひとりが役割を持ち、互いに助け合い支え合う活動」を支援推進する。

2 重点目標

(1) 地域支え合い活動の担い手育成・養成支援事業

地域活動の担い手育成・養成等を目的とした講座の実施

令和7年度実施講座

- ① シニア絵本読み聞かせ講座（東京都健康長寿医療センター研究所委託）
囲碁による多世代交流支援講座（東京都健康長寿医療センター研究所委託）
- ② 染に関連する担い手養成講座
- ③ ガーデニング講座
- ④ 天文講座
- ⑤ 生け花講座
- ⑥ ハーブ講座
- ⑦ 薬膳講座
- ⑧ 多世代交流支援親子向け交流講座・防災講座
- ⑨ 学校・企業等による社会貢献活動講座
- ⑩ 傾聴ライター講座
- ⑪ 区民ボランティア活躍講座
- ⑫ 私が企画する講座（もの作り講座）

(2) 介護予防に資する事業

- ① フレイル予防料理講座
- ② からだ元気体操講座

(3) いきがづくり支援事業

地域ささえあい事業に繋がる講座から立ち上がった団体が、社会貢献活動を継続して活動できるよう、修了後もフォローアップを行い、支援する。

3 今年度の目標

(1) 高齢者等支援団体へ効果的な支援

- ① 会員が満足して社会貢献活動出きるよう、関係各団体及び町会などへの働きかけを積極的に行う。
- ② 月1回活動者支援連絡会に参加。区・薬王寺地域ささえあい館・シニア活動館と情報を共有する。

- ③ 年1回地域懇談会を主催。区、関係各団体・町会・児童施設等と意見交換し連携を深める。
- (2) 個人休憩スペースの充実
 - ① 「地域の憩いの場」として有効活用する。
安心安全な利用を目指し、利用方法の周知や備品設置の清掃・消毒に努める。
 - ② ノート型パソコンの貸し出し、テレビ、新聞、囲碁を常設。
 - ③ 「まちなか避暑地」の開設 6月～9月末までの間、どなたでも利用できるよう水分補給や環境に配慮する。

4 事業実施計画

- (1) 利用日時等
 - ① 日曜日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く毎日
 - ② 利用時間

個人利用：午前	9：00～18：00
団体利用：午前	9：30～11：30
午後①	13：00～15：00
午後②	15：30～17：30

 ※準備・片付けの時間を含む。
- (2) 個人利用できる方
 - ① 高齢者等の支援を目的とする方
 - ② 区内在住60歳以上の方
- (3) 利用できる団体
 - ① 高齢者等支援団体 区内在住・在勤・在学者が5名以上在籍し、高齢者等の支援を目的とする「地域支え合い活動」を行う団体
 - ② 活動登録団体 構成員が5名以上在籍し、区内在住の60歳以上が半数以上の団体

5 施設の管理・運営

- (1) 個人情報保護の取組み

当法人の個人情報保護規程、個人情報保護に関する方針、その他関係法律・法令を遵守する。個人情報取扱者は、マニュアルに従い、利用者の個人情報保護に取り組む。
- (2) 安全管理

施設内の設備、備品等については、日々の巡回による目視点検により、利用者が安心して過ごせるよう、環境整備に努める。事故が発生した場合は速やかに関係機関に報告し、対応する。
- (3) 防災訓練

併設施設と協力し、避難訓練及び初期消火訓練を実施する。防災訓練を行う中で、避難経路、消防機器の理解を利用者、職員共に高めていく。

(4) 館内清掃・衛生管理

職員による施設内日常清掃を徹底し、快適安全な空間を維持する。また、専門的な定期清掃、エアコン管理、高所の窓清掃、防虫駆除などは外部に委託する。